

## インド特許プラクティスにおける補正の留意事項

2013年11月11日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

インド特許出願において、誤訳訂正／補正を行うことが認められています。

出願人は、通常の特許出願、およびPCTに基づく国際出願の国内段階移行手続後に誤訳の訂正／補正を行うことが可能です。

インド特許法第57条および同59条、並びにインド特許規則第81条によれば、特許の付与前、さらには付与後であっても、特許明細書を補正することができます。例えば、出願人は、出願が公開される前、審査される前、および審査報告に回答するとき等に誤訳を訂正することが可能です。なお、特許付与後に補正されると共に、当該補正が実体的なものである場合、特許庁長官は補正を公告し、利害関係人は当該補正に異議申立を行うことができます。

なお、出願書類はIBの記録と合致している必要があるため、国内段階移行と同時に補正／訂正を行うことはできません。国内段階移行後、誤訳の訂正または自発補正による補正が可能となります。

### 【全6頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：新井 孝政（大阪本部在籍）

外国専門部長代理：岡部 泰隆（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.